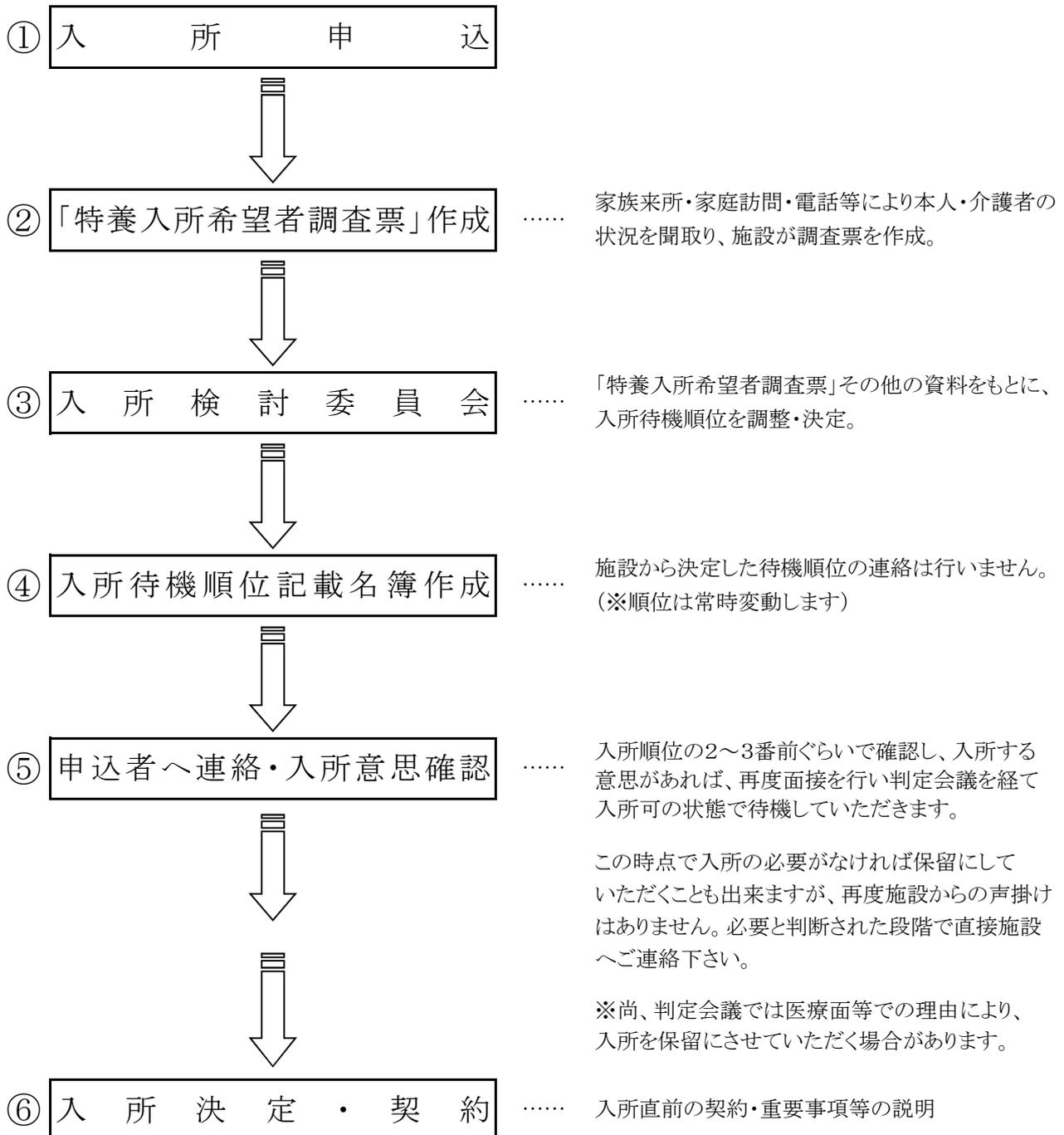


～ 入所申込から入所決定までの流れ ～



< 補足事項 >

②の時点で、特例入所対象者(要介護1及び2の方)については、保険者(市町村)に対し入所申し込みがあった事の報告や特例入所に該当するかどうかの判断にあたっての意見を求める事があります。

社会福祉法人広虫荘 指定介護老人福祉施設入所指針

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第6条第3項に基づく入所決定過程の透明性、公平性を確保するため、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3～5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者、及び要介護1又は2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が必要な者とする。なお、特例入所が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である者。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分である者。

3 入所申込み

(1) 入所申込みの方法

指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)への入所申込みは、別紙に定める入所申込書により行う。なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、申込者は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特例入所申込書に記載する。

(2) 入所申込みの受付

① 施設の説明

施設は、入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等(以下「申込者」という。)と面接を行い、必要に応じて健康診断書の提出を求めるとともに、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法等について説明を行うこととする。なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載等により、申込者に確認する。

② 受付簿の管理

施設は、入所申込書を受付した場合、受付簿にその内容を記載して管理する。また、入所や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより申込みの取り扱いの経緯を明らかにする。入所希望者の身体状況および介護の状況等に変化が生じた場合は、その旨を施設に速やかに伝え、その後入所順位を再検討ならびに決定するものとする。

③ 特例入所に係る市町村への報告及び意見照会

施設は、入所希望者本人の介護保険の保険者である市町村(以下「保険者市町村」という。)に対して、特例入所に係る入所申込みがあったことの報告を行うとともに、当該入所希望者本人が、特例入所の対象者に該当するかどうかの判断にあたっての意見(以下「意見」という。)を書面により求める事ができる。なお、保険者市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合は、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び当該入所希望者本人の担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して書面により意見を表明する。

4 入所待機順位決定基準

(1) 施設は、入所申込受付に際し申込者全員について次に掲げる項目①～④を調査し、結果を別表1により点数化し、特別養護老人ホーム入所希望者調査票(様式3)(以下「調査票」という。)に記載するものとする。

- ① 本人の状況(要介護度)
- ② 介護者の状況
- ③ 介護サービスの利用状況
- ④ 特記事項

- (2) 入所待機順位は、(1)により点数化した結果が、50点以上の場合は点数の高い者を上位とし、50点未満の場合は入所申込受付順とすることを原則とする。
- (3) (2)にかかわらず、待機者の中で次に掲げる要件①及び②に該当する者は、定員に空きが出次第、優先して入所させることができる。また、施設側に③～⑥に該当する事情が生じた場合には、必要に応じて待機者の入所待機順位を入れ替えることができる。
 - ① 緊急性
 - ア 介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合
 - イ 災害時
 - ウ その他特段の緊急性が認められる場合
 - ② 当該施設退所後の再入所
 - ③ 性別(同じ居室等に異性が生活していることが処遇上マイナスとなる場合)
 - ④ 重度認知症者(特養の重度認知症処遇の専門性維持・強化を理由とする場合)
 - ⑤ 要介護度(入所者の平均要介護度が施設の適正運営を維持できる範囲を超えた場合)
 - ⑥ 医療的処置(医療的な処置が必要な場合は、主治医の診断書等を求め、当該施設の嘱託医の判断を仰ぐ。
- (4) 但し、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留するものとする。
- (5) (3)(4)に該当し優先入所又は入所待機順位の繰下げ等を行う場合は、調査票にその旨を記載するものとする。
- (6) 施設は、申込者及び家族等に対して入所待機順位決定方法等についての説明を行い、入所申込書の「説明確認同意欄」に確認の署名を受け取るものとする。
- (7) 施設は、入所受付簿に記載されている者に、入所申込みの継続意思並びに申込者及び介護者等の状況等について、年1回の調査を行う。調査を行ったが連絡がない等、調査不能と判断される場合は、入所受付簿から除外し、また、様々な理由で入所申込継続の希望があれば、入所保留者名簿に記載する。
- (8) 入所保留者名簿の取扱いについて
 - ① 入所保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入所希望の連絡があれば、入所順位名簿に復帰するものとする。
 - ② 入所保留者名簿に記載後、2年間連絡がない場合は、入所保留者名簿から削除し、受付簿にその旨を記載する。なお、入所保留者名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込み手続きを行わなければならない。

5 入所順位の決定

施設は、入所申込者数や空床状況を勘案しながら、入所順位決定基準に基づき、入所順位を決定するため、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。また、委員会の設置・運営は、次の要領で行う。

- (1) 委員構成
委員会の委員は、医師、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、管理栄養士等で構成する。また、入所検討委員会には、施設外の第三者を加えることができる。
- (2) 開催
委員会は、施設長が招集し、概ね2カ月に1回程度開催し、その他必要(介護の必要性及び本人の要介護度に変更になった場合等)に応じて行うものとする。
- (3) 所轄事務
委員会は、合議により入所の必要性の検討を行い、入所順位名簿を整備・調整する。なお、特例入所に係る入所希望者本人の入所の必要性の検討に当たっては、必要に応じて保険者(市町村)に対して、意見を求めることができる。
- (4) 議事録
委員会は、協議の内容を記載した議事録を作成し、2年間保存するとともに県又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

6 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等にする個人情報を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

7 説明責任

施設は、責任者を定め、入所希望者や家族等から入所の判定等に関する説明を求められた場合に、適切に対応するものとする。

8 特別な事由による入所

4及び5にかかわらず、市町村から老人福祉法第11条1項2号の規程に基づく措置入所依頼があった場合には施設長の判断において、入所を決定することが出来る。

9 入所指針の公開

施設は、本入所指針をもとに作成した入所順位決定方法を、施設内に掲示する等の方法により公開するものとする。

10 運用時期

本入所指針の施設における運用は、平成15年8月1日から開始する。

本入所指針の施設における運用は、平成24年4月1日から開始する。

本入所指針の施設における運用は、平成27年4月1日から開始する。

別表1

1 要介護度（最高35点）

要介護度	1	2	3	4	5
点数	5点	10点	25点	30点	35点

2 介護者の状況（最高25点）

身寄りがなく介護する者がいない。	25点
介護する者がいない。 (介護者が長期入院・入所、介護者が遠方に在住等により実質的に介護する者がいない。)	20点
介護する者はいるが、十分な介護力がない。 (介護者が要介護状態、病气療養中、障害を有している)	15点
介護する者はいるが、介護に当たる時間が十分に確保できない。 (介護する者が要支援状態・高齢である、就労している、他にも介護している、育児をしている。)	10点
介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	5点

※ 施設等に入所している者の場合には、退所する時点での状況により判断する。

3 介護サービスの利用状況（最高20点）

介護保険による在宅サービス(訪問介護、通所介護等)を利用している場合に、以下により点数を加算する。

複数のサービスを利用している場合は、合算した点数を得点とする。但し最高で20点とする。

(例:訪問介護を週2～3回(10点)、訪問看護を週1回(10点)、通所介護を週1回(10点)利用している場合⇒20点)

サービス種類	利用回数等(申込時)	点数	
訪問介護	週4回以上	20点	
	週2～3回	10点	
訪問入浴介護	週1回以上	20点	
訪問看護、訪問リハビリテーション	週2回以上	20点	
	週1回	10点	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用がある	20点	
夜間対応型訪問介護	利用がある	20点	
通所介護、通所リハビリテーション	週2回以上	20点	
	週1回	10点	
認知症対応型通所介護	利用がある	20点	
短期入所生活介護、短期入所療養介護	最近3ヶ月の利用日数合計が	20日以上	20点
		10～19日	10点
小規模多機能型居宅介護	利用がある	20点	
複合型サービス	利用がある	20点	
施設入所(介護老人保健施設、病院等)	入所・入院している	10点	

4 特記事項（最高20点）

上記の項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められた場合に、各施設の判断により、次の例示項目等を参考に、点数を加算する事ができる。

- ・ 認知症の行動・心理症状(BPSD)がある場合
- ・ 住居環境が介護に適さない場合
- ・ 介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退所(退院)後も在宅生活が困難な場合
- ・ 当該施設併設のショートステイの利用経験がある場合
- ・ 地域性

20点